

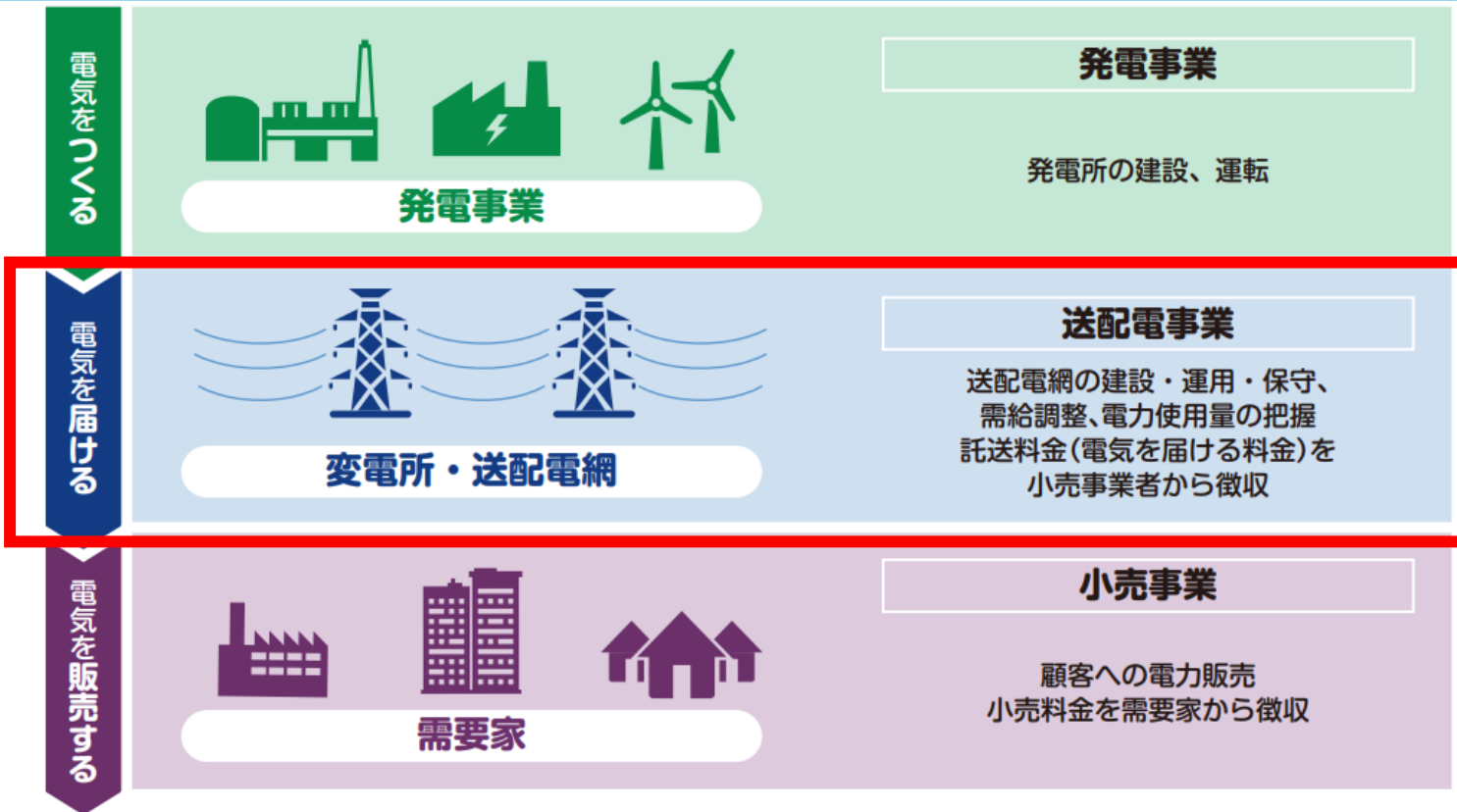
電力託送料金について ～2024年4月からの変更点～

2023年12月



電力託送料金とは

- 電力託送料金は、変電所・送配電網などの建設・運用・保守や、需給調整、電力使用量の把握などに充てられる費用※です。
- 地域や使用量などの条件によって異なりますが、家庭用電気料金の2～3割程度を占めます。

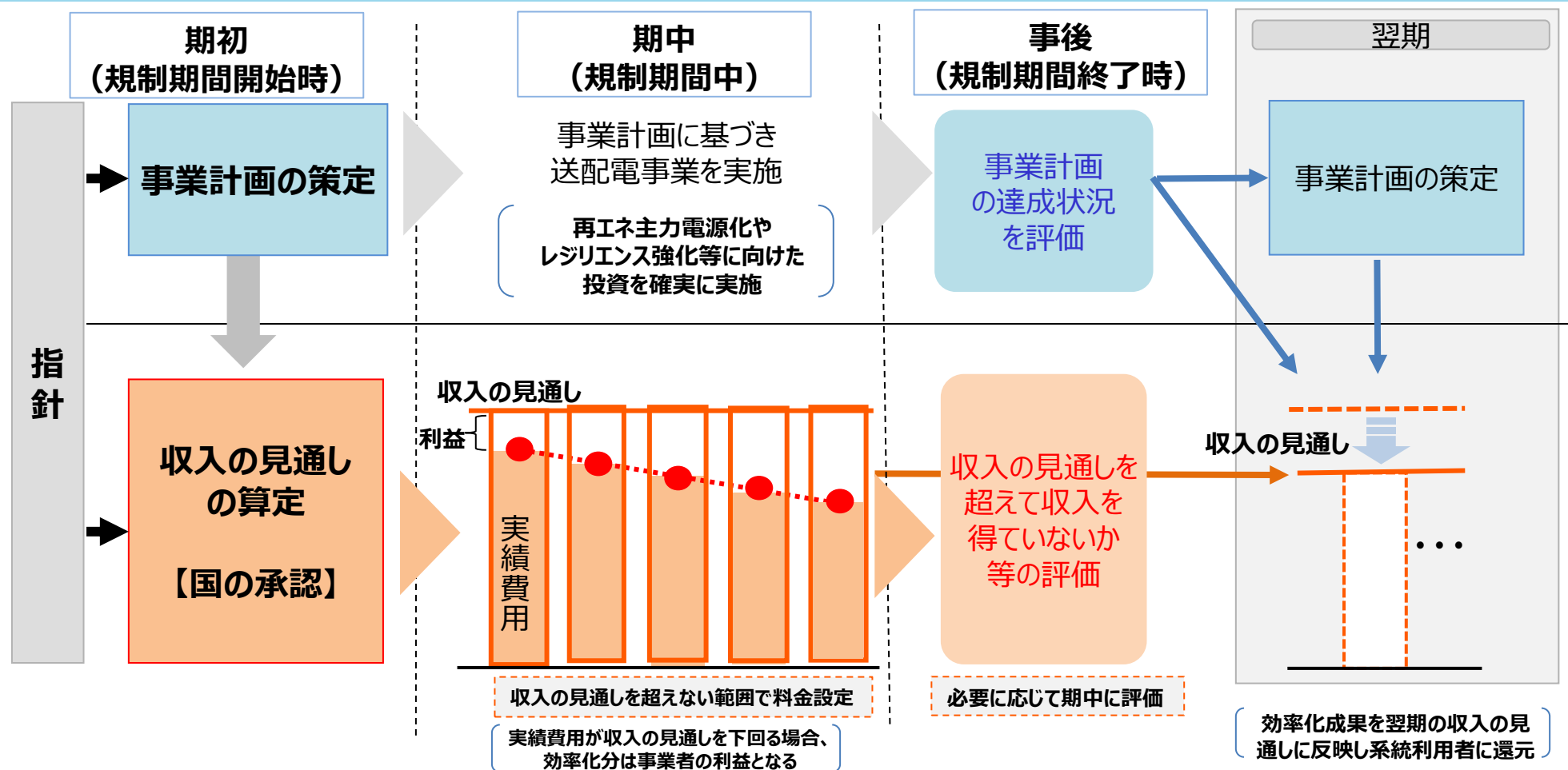


※ 託送料金には、一般送配電事業者の負担とされた電力安定供給対策（休止中発電所の復旧、発電用燃料の共同調達）や、原子力関連費用（以前に作った原子力発電所を将来廃炉するための費用や賠償金のための積立金）も含まれます。

レベニューキャップ制度

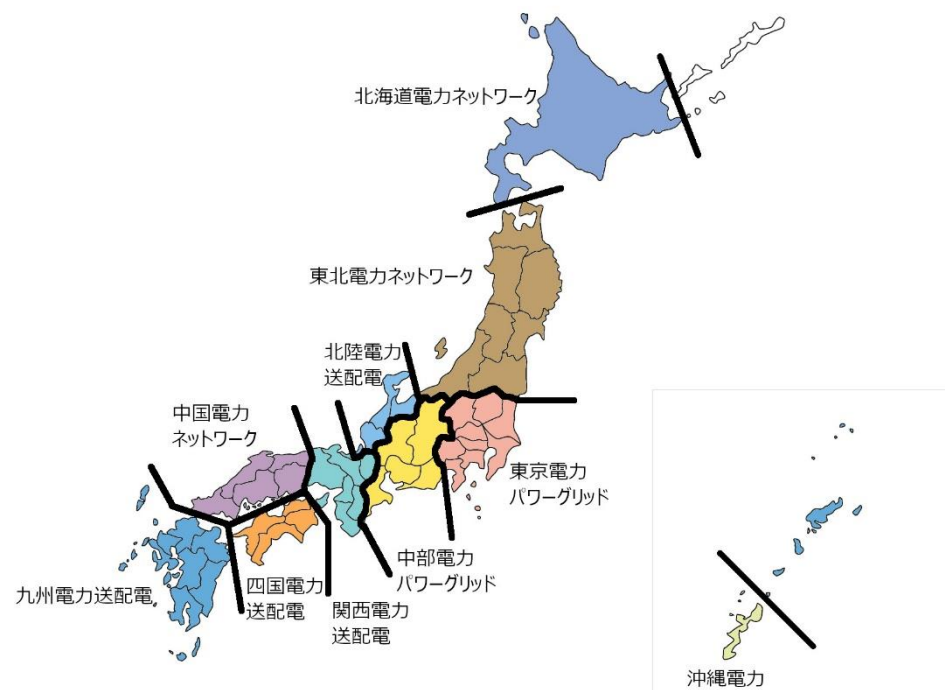
- 2023年度からレベニューキャップ制度に基づく新たな託送料金制度が導入されています。
- レベニューキャップ制度では、5年間の事業計画と、計画実現のために必要となる費用の見通し（「収入の見通し」）を作成した上で、託送料金を設定します。
- また、2024年4月から、収入の見通しの変更や発電側課金の導入により、託送料金
が変更されます。

※変更後の託送料金は2023年12月現在、審査中です

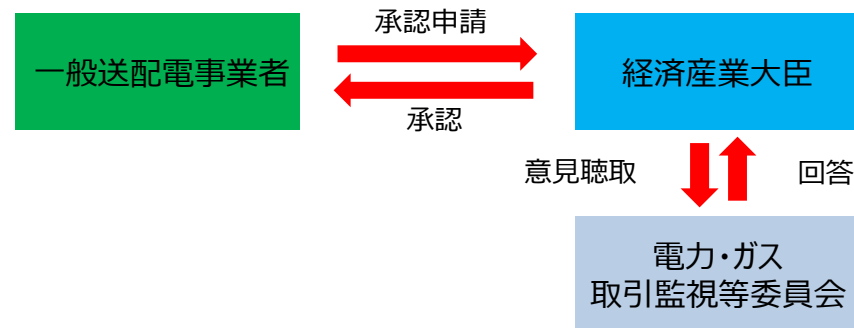


収入の見通しの決定方法

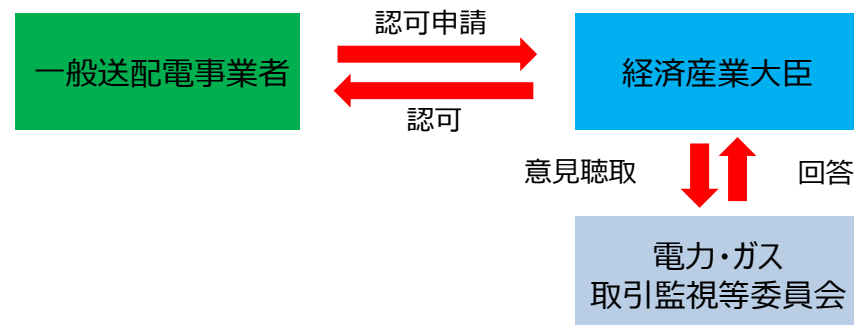
- **収入の見通し**は、法律（電気事業法）の規定に基づいて各一般送配電事業者が算定し、**経済産業大臣に承認申請**します。
- **経済産業大臣は、電力・ガス取引監視等委員会に意見を聞き**、委員会の意見も参考にしつつ承認します。
- 委員会は専門的知見を有する有識者と常設の事務局からなり、申請内容が妥当なものか、中立的な立場から審査します。



①収入の見通しの承認



②託送供給等約款の認可



一般送配電事業者（日本全体で10事業者）は、それぞれ申請を行います。

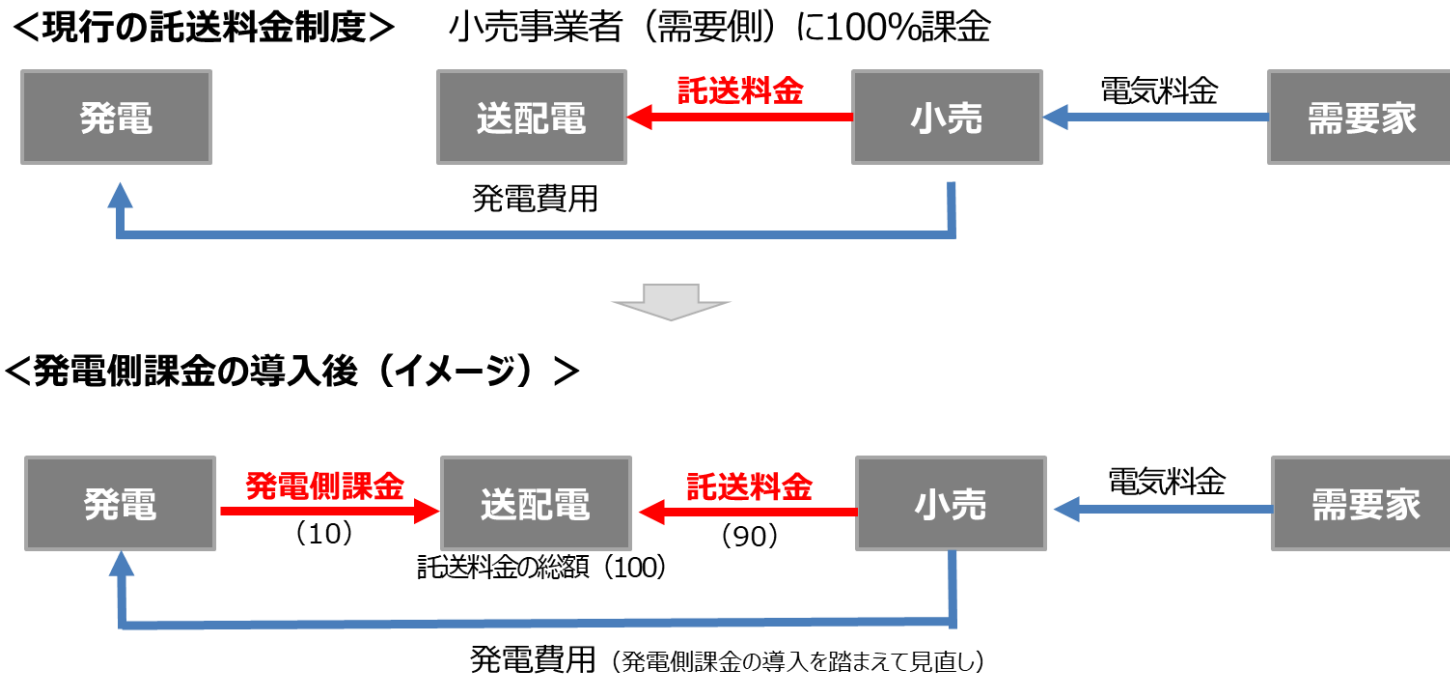
(参考) 2024年4月からの収入の見通しの変更

- 全一般送配電事業者の合計では、約0.4%、収入の見通しが増加します。（事業者によって、2023年度比で+1.5%～▲0.2%と違いがあります。）
- 収入の見通しの変更は、主に以下の理由によります。
 - ＜収入の見通しの**増加要因**＞
 - － 電力需給が厳しかった2022年度の夏季・冬季に一般送配電事業者が**電力安定供給対策（休止中発電所の復旧、発電用燃料の共同調達）を実施した際の費用**を、2024年度以降の4年間をかけて需要家に負担いただくべく、織り込むため。
 - － 2025年度以降実施する**安定供給対策の費用（発電所等の追加確保）を織り込む**ため。
 - ＜収入の見通しの**減少要因**＞
 - － 電力需給調整用の発電所確保費用など公募等で価格が決まるものについて、**織り込んでいた想定費用よりも低い費用で調達できることが明らかになった**ため。
 - － 契約先となる小売電気事業者が見つからない高圧需要家に一般送配電事業者が電気を供給していたところ（最終保障供給）、**織り込んでいた想定金額よりも低い金額で調達・供給できた**ため。

単位：億円	北海道 NW	東北 NW	東京 PG	中部 PG	北陸 送配電	関西 送配電	中国 NW	四国 送配電	九州 送配電	沖縄 電力	合計
①期中調整額の合計（変更が反映される2024～27年度（4年間）における年平均）	30	13	▲33	3	11	90	▲2	10	52	2	177
②現行の収入の見通し（5年平均、2022年12月承認）	1,988	4,789	14,736	6,319	1,472	7,154	3,153	1,560	4,975	691	46,836
③今回承認の収入の見通し（年平均）（＝①＋②）、（対②比）	2,018 (+1.5%)	4,801 (+0.3%)	14,703 (▲0.2%)	6,322 (+0.0%)	1,483 (+0.8%)	7,244 (+1.3%)	3,152 (▲0.1%)	1,570 (+0.6%)	5,027 (+1.1%)	693 (+0.4%)	47,013 (+0.4%)

電力託送料金の流れと2024年4月からの発電側課金導入について

- 電力託送料金は、電気の需要家が小売電気事業者に対して支払う電気料金の中に含まれています。
- 小売電気事業者は、需要家から集めた託送料金相当額を、一般送配電事業者に対して支払います（2023年度までは、小売電気事業者のみが支払います）。
- 2024年4月からは、発電事業者も、一部の託送料金（発電側課金）を一般送配電事業者に対して支払う制度が導入されます。



※ 発電事業者が支払う金額は、託送料金全体の10%程度。（小売電気事業者が支払う金額は、その分、減額されます。）

発電事業者が一部の託送料金を支払うことにした理由

- 2024年4月から発電側課金を導入する理由は、主に以下の理由からです。
 - 電力の脱炭素化を進めていくにあたり、送配電網の増強コストが小さい地点に発電所立地を誘導していくため。
 - 他の地域で発電された電気を使用する需要家に、発電所立地地域の送配電網増強コストをご負担いただくため。

現行制度の課題①

- 大需要地から遠い地点などに発電所を立地した場合、電気を需要地に送るために長大な送電線を整備する必要がある。
- 送配電網の増強コストが小さい地点に、発電所を誘導する仕組みがない。



発電側課金導入後

- 発電事業者に一定の費用負担を求めた上で、送配電網の増強コストが小さい地点に立地する発電所については、割引措置を講じる。

現行制度の課題②

- 風力発電など再生可能エネルギー立地の好適地は、一部の地域に集中している。
- 新たに開発された再生可能エネルギーには、東京などの大需要地で消費されていくものも含まれる。
- 送配電網の増強コストは、立地地域に存在する小売電気事業者を通じて、立地地域の需要家が負担する。



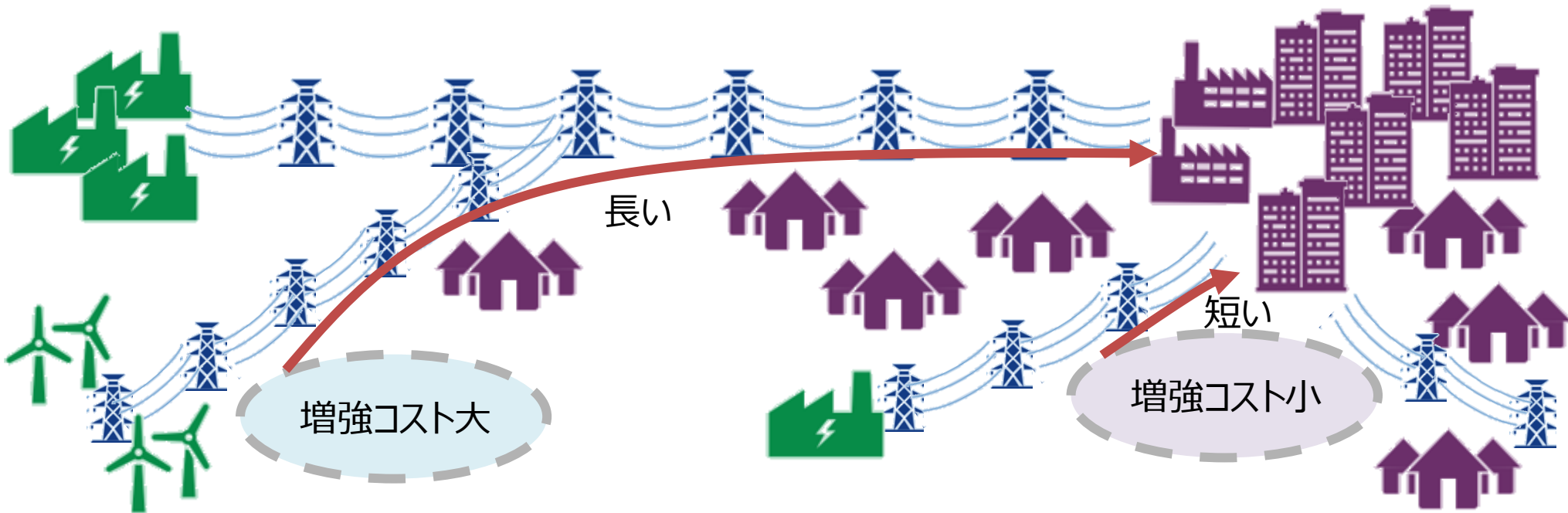
発電側課金導入後

- 発電事業者が他地域の小売事業者に電気を卸売りした場合、購入した小売事業者の需要家が送配電網の増強コストの一部を負担する。

送配電網の増強コストが場所によって異なる理由

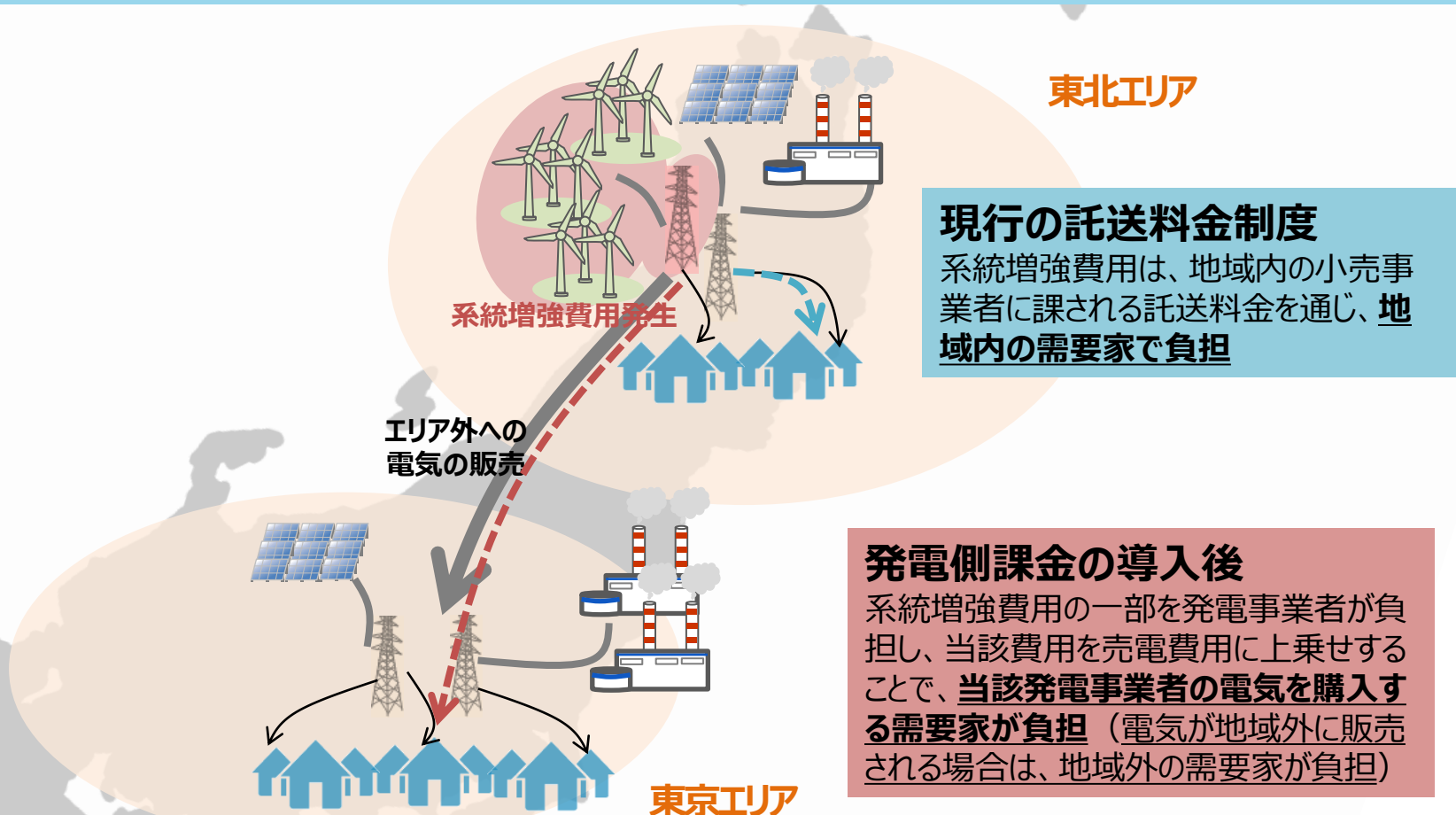
- 需要地から遠い地点に発電所を建設した場合、長い距離の送電線を増強する必要があります。
- 需要地の近くに発電所を建設した場合、送電線の増強距離が短くなったり、不要になったりすることがあります。

※ 上記の説明はイメージであり、送電線の利用状況によっては、遠隔地に発電所を建設しても、送電線の増強工事が不要な場合もあります。また、需要地近傍でも、送電線増強が必要な場合もあります。



送配電網増強コストのエリア間負担

- 現行の託送料金制度では、再生可能エネルギー電源の導入などに伴う送配電網増強コストは、当該地域の需要家が負担します。
- 発電側課金の導入後は、価格転嫁を通じ、当該エリアの電気を利用する他エリアの需要家も系統増強費用を負担することになり、負担の平準化が図られます。



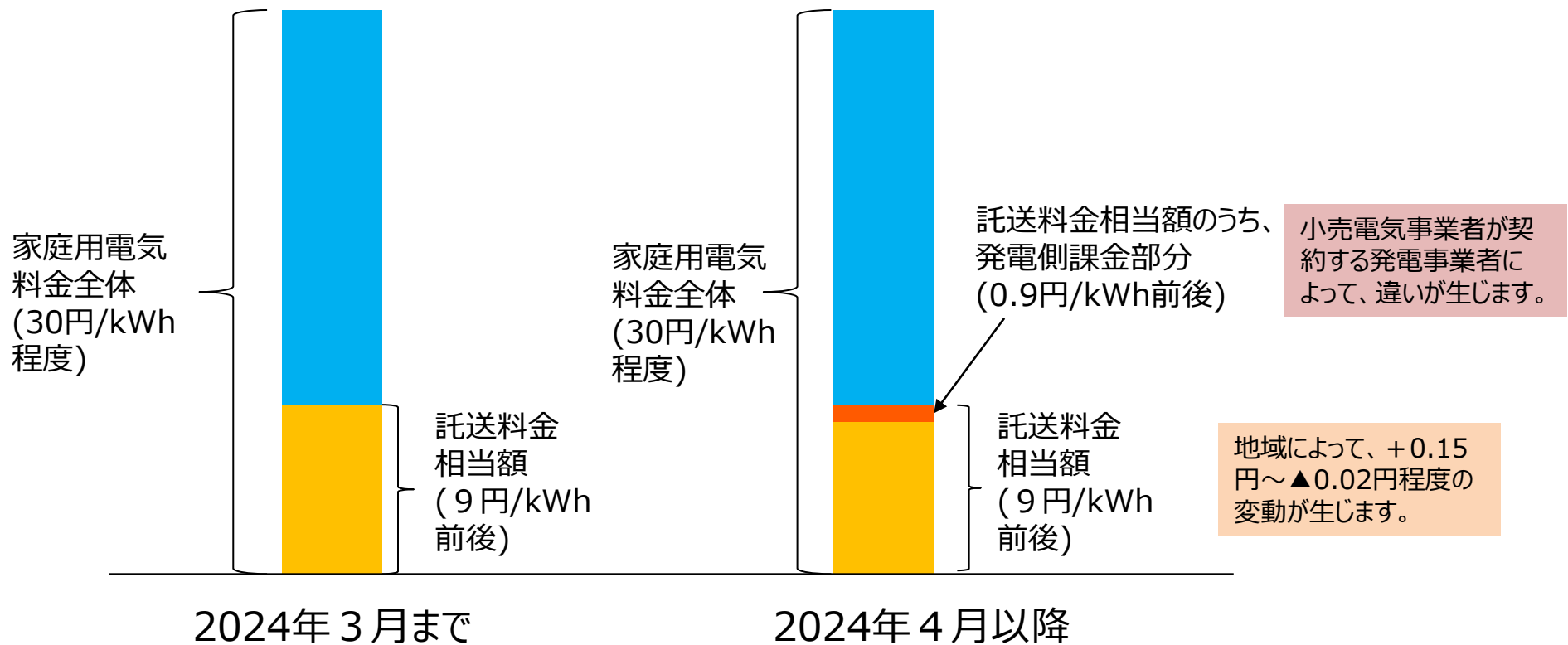
2024年4月からの電力託送料金の変更を踏まえた電気料金

- 2024年4月以降、需要家が最終的に支払う託送料金相当額（発電側課金部分を含みます。）は、小売電気事業者が契約している発電事業者の違いによって、少しずつ異なるようになります。（発電事業者は、託送料金相当額の10%程度を負担します。）

※2024年4月に、一般送配電事業者の収入の見通し（発電側課金部分を含む託送料金の合計）も変更されます。（2023年度比で+1.5%～▲0.2%）

- この結果、消費者が小売電気事業者にお支払いいただく電気料金にも若干の変動が生じる可能性があります。

※変更後の託送料金は2023年12月現在、審査中です



月間400kWh使用される家庭（月間電気料金が12,000円程度）の場合、2024年4月以降、電気料金が**数十円程度**、変化する可能性があります。

さらに詳しく知りたい方へ①

電気料金の仕組みは複雑です。わかりやすい資料はありませんか？

電力・ガス取引監視等委員会のウェブサイトに、電力託送料金の仕組みについてまとめた資料があります。
<https://www.emsc.meti.go.jp/info/pamph/index.html>

電力託送料金の審査は、公開されているのでしょうか？

電力・ガス取引監視等委員会では、審査会合（料金制度専門会合）の様子を動画で公開するとともに、審査資料をウェブサイトに掲載しています。
審査会合には、消費者関係者や消費者庁も参加しています。資源エネルギー庁は、審査に合わせて意見募集（国民の声）を行っています。

レベニューキャップ制度では、5年間は同じ託送料金単価とすることが原則ではないのでしょうか？

レベニューキャップ制度では、一般送配電事業者が5年間の事業計画を策定し、計画的に事業を遂行することが想定されています。

一方で、エネルギー政策の変更などエネルギー情勢に変化があった場合には、5年間の途中でも、収入の見直しを変更すること（期中調整）が認められています。

今回の収入の見直しの変更の申請について、審査会合では①エネルギー政策の変更や、エネルギー情勢の変化による変更とみられる、②一般送配電事業者にとって、外生的に発生した費用である、③発電側課金の導入に伴い託送料金単価を変更することになっており、小売電気事業者の対応コストはいずれにしても発生する、④政策的要請により一般送配電事業者が負担していた費用を一旦精算することで、今後の政策課題の対応への円滑な協力が期待できる、などの理由により、期中調整を認めることを妥当としました。

さらに詳しく知りたい方へ②

レベニューキャップ制度を導入した背景について教えてください。

日本の送配電網には様々な課題があります。

- ①再生可能エネルギーの最大限の促進など、電力システムの脱炭素化のため、送配電網を強化していく必要があること
- ②高度経済成長期に建設した設備が多く、老朽化を迎えていること
- ③自然災害などに対する対応力（レジリエンス）を高めるとともに、設備の保守などをデジタル技術によって効率化、高度化していく必要があること

こうした課題に対応するため、一般送配電事業者において計画的に事業を行っていくこと、同時に、可能な限り効率化に取り組んでいくこと（※）が必要であり、レベニューキャップ制度が導入されました。

※レベニューキャップ制度には、諸外国の制度も参考にしつつ、一般送配電事業者が効率化に取り組み、利益が発生した場合には、半額を需要家に還元しつつ、半額は一般送配電事業者が得て良いという仕組みが取り入れられています。

発電側課金の導入によって、再生可能エネルギーの導入が遅れてしまうことはないでしょうか？

2023年度以前に認定された、固定価格買取制度（FIT制度）／FIP制度の対象となっている再生可能エネルギー電源については、買取期間等が終了するまで、発電側課金を課さないこととしています。また、出力変動が大きい再生可能エネルギーに配慮して、課金にあたっては、最大出力（kW）と発生電力量（kWh）に基づき課金することとしています。

再生可能エネルギーの大量導入にあたり、送配電網の強化は不可欠です。発電側課金は、立地誘導により増強コストをなるべく低減させつつ、再生可能エネルギー導入適地のエリアの需要家の負担を軽減するものであり、再生可能エネルギーの促進に資するものです。



電力・ガス取引監視等委員会

Electricity and Gas Market Surveillance Commission

<https://www.emsc.meti.go.jp/>